

《歳入》

1. 市税

○市民税

(個人)

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
均等割	94,720	95,891	△1,171	△1.2
所得割	2,120,321	2,367,128	△246,807	△10.4
予算額	2,215,041	2,463,019	△247,978	△10.1

※令和2年度予算は収納率97.5%で計上

\*積算根拠

・均等割：	(納税義務者)	(税率)	(調定見込額)
	27,900人	× 3,500円	= 97,650,000円
	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
	97,650,000円	× 97.0%	≒ 94,720,000円

所得別調定見込額

(単位：千円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
給与	1,896,605	2,067,744	△171,139	△8.3
営業	95,294	127,634	△32,340	△25.3
農業	38,454	63,619	△25,165	△39.6
その他(年金)	101,216	101,663	△447	△0.4
譲渡	40,522	50,691	△10,169	△20.1
退職	13,807	16,473	△2,666	△16.2
合計	2,185,898	2,427,824	△241,926	△10.0

\*積算根拠

・所得割：	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
	2,185,898,000円	× 97.0%	≒ 2,120,321,000円

(法人)

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
均等割	202,500	202,150	350	0.2
法人税割	258,937	396,560	△137,623	△34.7
予算額	461,437	598,710	△137,273	△22.9

※令和2年度予算は収納率99.0%で計上

\*積算根拠

・均等割：	1号法人	1,313社	× 60,000円	= 78,780,000円
	2号法人	14社	× 144,000円	= 2,016,000円
	3号法人	205社	× 156,000円	= 31,980,000円
	4号法人	20社	× 180,000円	= 3,600,000円
	5号法人	47社	× 192,000円	= 9,024,000円
	6号法人	14社	× 480,000円	= 6,720,000円
	7号法人	42社	× 492,000円	= 20,664,000円
	8号法人	8社	× 2,100,000円	= 16,800,000円
	9号法人	10社	× 3,600,000円	= 36,000,000円
	合計	1,673社		205,584,000円

$$\begin{array}{l} \text{(調定見込額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\ 205,584,000 \text{ 円} \times 98.5\% \rightleftharpoons 202,500,000 \text{ 円} \end{array}$$

・法人税割：  $\begin{array}{l} \text{(調定見込額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\ 262,880,600 \text{ 円} \times 98.5\% \rightleftharpoons 258,937,000 \text{ 円} \end{array}$   
 ※法人税割の税率が 12.1%から 8.4%に改正された。  
 (令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度に適用)

○固定資産税

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
土地	1,159,622	1,158,016	1,606	0.1
家屋	1,686,865	1,681,850	5,015	0.3
償却資産	938,028	871,309	66,719	7.7
予算額	3,784,515	3,711,175	73,340	2.0

(土地)

令和3年度の地目別地積等

地目	地積 (千㎡)	課税標準額 (千円)
田	21,088	2,453,438
畑	34,646	4,532,542
宅地	17,271	57,097,537
山林	8,492	1,475,809
池沼	96	3,833
原野	335	10,717
牧場	22	1,121
雑種地	8,559	19,379,014
合計	90,509	84,954,011

\*積算根拠

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準額計)} \quad \text{(税率)} \quad \text{(調定見込額)} \\ 84,954,011 \text{ 千円} \times 1.4\% \rightleftharpoons 1,189,356 \text{ 千円} \\ \text{(調定見込額)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\ 1,189,356 \text{ 千円} \times 97.5\% \rightleftharpoons 1,159,622 \text{ 千円} \end{array}$$

(家屋)

令和3年度の区分別床面積等

区分	床面積 (千㎡)	課税標準額 (千円)	
総数	木造	2,933	60,021,837
	非木造	2,259	66,788,725
	計	5,192	126,810,562
うち2年中 新增分	木造	34	2,473,985
	非木造	76	4,832,600
	計	110	7,306,585

\*積算根拠

(課税標準額)	(税率)	(調定見込額)
126,810,562千円 ×	1.4%	≒ 1,775,348千円
(調定見込額)	(新築軽減等)	(調定見込額)
1,775,348千円 -	45,230千円	= 1,730,118千円
(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
1,730,118千円 ×	97.5%	≒ 1,686,865千円

(償却資産)

区 分	件 数	課税標準額 (千円)
市長決定	712	61,417,048
総務大臣配分	3	7,302,927
合 計	715	68,719,975

\*積算根拠

(課税標準額)	(税率)	(調定見込額)
68,719,975千円 ×	1.4%	≒ 962,080千円
(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
962,080千円 ×	97.5%	= 938,028千円

○国有資産等所在市町村交付金

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減 額
茨 城 県	297	344	△47
茨城県企業局	377	377	0
関東財務局	2	2	0
合 計	676	723	△47
予 算 額	676	723	△47

※境警察岩井住宅・寮（辺田）の取り壊しのため。

○軽自動車税環境性能割

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増 減 額	増 減 率
予 算 額	6,606	8,506	△1,900	△22.3

※令和2年度予算は臨時的軽減措置を考慮していない。

\*積算根拠

	(見込台数)	(調定見込額)
自家用乗用	84台	1,147,200円
自家用貨物	240台	5,169,600円
営業用貨物	12台	289,200円
合 計	336台	6,606,000円
	(調定見込額)	(収納率)
	6,606,000円 ×	100%
		= 6,606,000円

自家用乗用車に対する臨時的軽減措置を考慮し、令和2年度実績を参考に見込んでいる。

○軽自動車税種別割

(単位：千円)

種 別		令和3年度		令和2年度		増 減 額
		台数	金 額	台数	金 額	
原動機付 自転車	50cc 以下	2,545	5,090	2,656	5,312	△222
	50cc 超 90cc 以下	218	436	206	412	24
	90cc 超 125cc 以下	335	804	302	725	79
	ミニカー	84	310	82	303	7
	調定見込額計	3,182	6,640	3,246	6,752	△112
	予算額 (収納率 95.0%)	—	6,308	—	6,583	△275
小型特殊 自動車	農耕作業車	2,000	4,800	1,990	4,776	24
	特殊作業車	223	1,315	224	1,321	△6
	調定見込額計	2,223	6,115	2,214	6,097	18
	予算額 (収納率 95.0%)	—	5,809	—	5,945	△136
軽自動車	2輪 125cc 超 250cc 以下	836	3,010	829	2,985	25
	3輪	1	3	1	3	0
	ボートトレーラー	42	151	41	148	3
	4輪自家用 (乗用)	13,906	138,317	13,771	133,596	4,721
	4輪自家用 (貨物)	7,612	39,863	7,691	40,001	△138
	4輪営業用 (貨物)	81	311	80	304	7
	2輪小型自動車	1,319	7,914	1,290	7,740	174
	調定見込額計	23,797	189,569	23,703	184,777	4,792
	予算額 (収納率 95.0%)	—	180,090	—	180,157	△67
調 定 見 込 額 合 計		—	202,324	—	197,626	4,698
予 算 額 合 計		—	192,207	—	192,685	△478
台 数 合 計		29,202	—	29,163	—	39

※令和2年度予算は収納率97.5%で計上。

○市たばこ税

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増 減 額	増 減 率
予 算 額	435,044	416,909	18,135	4.3

※旧3級品の製造たばこは、令和2年1月以降販売実績なし。

\*積算根拠

	(見込本数)	(税率)	(調定見込額)
旧3級品以外	40,132,425本	× 6.122円	= 245,690,706円
	28,666,018本	× 6.552円	= 187,819,750円 (R3.10月以降増税分)
手持品	3,567,000本	× 0.43円	= 1,533,810円
合計			435,044,000円
	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
	435,044,000円	× 100.0%	= 435,044,000円

○都市計画税

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
土地	121,996	123,210	△1,214	△1.0
家屋	148,723	147,896	827	0.6
予算額	270,719	271,106	△387	△0.1

\*積算根拠

・土地

(課税標準額)	(税率)	(調定見込額)
41,707,957千円	× 0.3%	≒ 125,124千円
(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
125,124千円	× 97.5%	≒ 121,996千円

・家屋

(課税標準額)	(税率)	(調定見込額)
50,845,813千円	× 0.3%	≒ 152,537千円
(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
152,537千円	× 97.5%	≒ 148,723千円

## 2.地方譲与税～22.市債

(単位：千円、%)

款	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	摘 要
2. 地方譲与税 (地方揮発油譲与税)	67,000	76,000	△ 9,000	△ 11.8	地方揮発油税収入額の100分の42が、市町村道の延長及び面積により按分され譲与される。
2. 地方譲与税 (自動車重量譲与税)	210,000	240,000	△ 30,000	△ 12.5	自動車重量税収入額の1000分の407が、市町村道の延長及び面積により按分され譲与される。
2. 地方譲与税 (森林環境譲与税)	6,901	6,819	82	1.2	森林環境税収入額の20分の17が、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分され譲与される。
3. 利子割交付金	4,000	6,000	△ 2,000	△ 33.3	県に納入された県民税利子割のうち、個人の納めた部分から事務費を控除した額の5分の3が、その市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付される。
4. 配当割交付金	24,000	26,000	△ 2,000	△ 7.7	県に納入された県民税配当割から、事務費を控除した額の一部が、市町村に交付される。
5. 株式等譲渡所得割交付金	26,000	15,000	11,000	73.3	県に納入された県民税株式等譲渡所得割から、事務費を控除した額の一部が、市町村に交付される。
6. 法人事業税交付金	36,000	62,000	△ 26,000	△ 41.9	法人事業税額収入金の100分の7.7が、市町村の法人税割額及び従業者数により按分され交付される。
7. 地方消費税交付金	1,160,000	1,170,000	△ 10,000	△ 0.9	都道府県間で精算後の地方消費税の2分の1相当額が、人口及び従業者数により按分され交付される。
8. ゴルフ場利用税交付金	62,000	71,000	△ 9,000	△ 12.7	県で収入したゴルフ場利用税のうち10分の7が、ゴルフ場が所在する市町村に交付される。
9. 環境性能割交付金	18,000	33,500	△ 15,500	△ 46.3	自動車税環境性能割額の100分の44.65が、市町村道の延長及び面積により按分され譲与される。
10. 地方特例交付金 (減収補てん特例交付金)	52,000	40,400	11,600	28.7	住宅借入金等税額控除による個人住民税の減収分及び消費税引上げによる需要の平準化の自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分を補てんするため交付される。
11. 地方交付税 (普通交付税)	3,917,000	3,710,000	207,000	5.6	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。
11. 地方交付税 (特別交付税)	350,000	350,000	0	0.0	普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対し交付される。
12. 交通安全対策特別交付金	5,000	5,000	0	0.0	交通安全施設整備の財源として、道路交通法に定める反則金を財源として交付される。

(単位：千円、%)

款	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	摘 要
13. 分担金及び負担金	76,823	71,833	4,990	6.9	保育園委託保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金等
14. 使用料及び手数料	158,678	155,141	3,537	2.3	認定こども園保育料、道路占用料、住宅使用料、戸籍住民諸証明等手数料、税務諸証明手数料、開発許可等申請手数料等
15. 国庫支出金	2,862,326	2,912,439	△ 50,113	△ 1.7	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金
16. 県支出金	1,528,676	1,574,301	△ 45,625	△ 2.9	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金
17. 財産収入	17,333	14,962	2,371	15.8	土地建物貸付収入、基金利子、土地売払収入等
18. 寄附金	24,600	23,170	1,430	6.2	一般寄附金、ふるさと応援寄附金
19. 繰入金	115,436	675,772	△ 560,336	△ 82.9	特別会計繰入金、基金繰入金
20. 繰越金	200,000	200,000	0	0.0	前年度からの繰越金
21. 諸収入	381,342	384,540	△ 3,198	△ 0.8	貸付金元利収入、受託事業収入、給食費保護者納付金等
22. 市債	1,641,500	1,079,200	562,300	52.1	農林水産業債、土木債、教育債、臨時財政対策債